

---

## 令和元年第4回南丹市議会12月定例会会議録（第5日）

令和元年12月20日（金曜日）

---

### 議事日程（第5号）

令和元年12月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第87号から議案第118号まで（委員長報告～表決）  
日程第2 議案第119号から議案第122号まで（提案理由説明～表決）  
日程第3 議第1号について（提案理由説明～表決）  
日程第4 議第2号について（提案理由説明～表決）  
日程第5 特別委員会の報告について  
日程第6 閉会中の継続調査申出について  
日程第7 議員派遣について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第87号 南丹市生涯学習施設条例の制定について（市長提出）  
議案第88号 南丹市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理について（市長提出）  
議案第89号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（市長提出）  
議案第90号 南丹市職員定数条例の一部改正について（市長提出）  
議案第91号 南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について（市長提出）  
議案第92号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について（市長提出）  
議案第93号 南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）  
議案第94号 南丹市開発事業等の規制に関する条例の一部改正について（市長提出）  
議案第95号 南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例等の一部改正について（市長提出）  
議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市川辺地域活性化センター）（市長提出）  
議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市西本梅地域活性化センター）（市長提出）

- 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市新庄地域活性化センター）（市長提出）
- 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市吉富地域活性化センター）（市長提出）
- 議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市五ヶ荘地域活性化センター）（市長提出）
- 議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市平屋地域活性化センター）（市長提出）
- 議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市大野地域活性化センター）（市長提出）
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサービスセンター）（市長提出）
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木障害者支援施設）（市長提出）
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉障害者支援施設）（市長提出）
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総合利用施設、南丹市日吉山の家）（市長提出）
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山都市農村交流活性化施設（百日紅））（市長提出）
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶきの里拠点施設）（市長提出）
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山町自然文化村）（市長提出）
- 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山和泉交差点観光交流広場）（市長提出）
- 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山郷土資料館、南丹市美山かやぶき美術館）（市長提出）
- 議案第112号 令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 議案第113号 令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 議案第114号 令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（市長提出）
- 議案第115号 令和元年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）（市長提出）

- 議案第116号 令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
（市長提出）
- 議案第117号 令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第3号）
- 議案第118号 令和元年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）  
（市長提出）
- 日程第2 議案第119号 南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについて  
（市長提出）
- 議案第120号 南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについて  
（市長提出）
- 議案第121号 南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについて  
（市長提出）
- 議案第122号 南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについて  
（市長提出）
- 日程第3 議第1号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正について
- 日程第4 議第2号 南丹市議会会議規則の一部改正について
- 日程第5 特別委員会の報告について
- 日程第6 閉会中の継続調査申出について
- 日程第7 議員派遣について

---

**出席議員（21名）**

1番 塩 貝 孝 之	2番 前 田 義 明	3番 面 村 好 高
4番 野 村 健	5番 麻 田 育 良	6番 鞆 岡 誠
7番 木 村 裕	8番 谷 尻 昌 史	9番 谷 尻 宣 雄
10番 木 戸 徳 吉	11番 平 田 聖 治	12番 吉 田 尋 子
13番 平 野 清 久	14番 八 木 信 樹	15番 柿 迫 正 紀
17番 今 面 不 悖	18番 松 尾 武 治	19番 仲 村 学
20番 山 下 秋 則	21番 廣 瀬 孝 人	22番 小 中 昭

---

**欠席議員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	山 口 浩 之	次 長	市 原 丞
次 長 補 佐	吉 田 恵	係 長	井 尻 久 美

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	西村良平	副市長	山内守
教育長	木村義二	市長公室長	船越雅英
総務部長	堀江長	危機管理監 兼支所担当部長	國府博美
地域振興部長	清水茂	市民部長	弓削雅裕
福祉保健部長	榎本尚	農林商工部長	國府栄彦
土木建築部長	柴田建司	上下水道部長	森雅克
教育参事	榊貢	会計管理者	森康高

---

### 午前10時00分開議

**○議長（今面 不悖君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、これより12月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

中川教育次長より、欠席の旨、届け出がありましたので、報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

---

### 日程第1 議案第87号から議案第118号まで

**○議長（今面 不悖君）** 日程第1「議案第87号から議案第118号まで」を議題といたします。

これより、各委員長の報告を求めます。

仲村学総務常任委員長。

**○総務常任委員長（19番 仲村 学君）** 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年12月定例会で当委員会に付託されました、議案第87号、南丹市生涯学習施設条例の制定について、議案第89号、南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第90号、南丹市職員定数条例の一部改正について、議案第91号、南丹市特別職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第92号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第93号、南丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市川辺地域活性化センター）、議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市西本梅地域活性化センター）、議案

第98号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市新庄地域活性化センター）、議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市吉富地域活性化センター）、議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市五ヶ荘地域活性化センター）、議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市平屋地域活性化センター）、議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市大野地域活性化センター）、議案第112号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）、議案第115号、令和元年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）の以上、条例の制定1件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定7件、補正予算2件の計15件の審査経過と結果について、議案番号順に報告をさせていただきます。

去る令和元年12月9日月曜日に総務常任委員会を開催し、総務部、市長公室、地域振興部、教育委員会の順にそれぞれ詳細説明を受けた後、審査を行いました。

まず、議案第87号について、主な質疑は、新料金による年間収入総額について、収益の還元について、新料金の説明や周知について等であります。

収益の還元についての質疑に対しては、上がった収益については、社会教育施設の修繕等にできれば回していければと思っている、との答弁でありました。

新料金の説明や周知についての質疑に対しては、4館とも使いやすい、リーズナブルに設定しながらも、やはり統一するので、上がる場所と下がる場所があり、その辺の趣旨等をご理解いただきながら、窓口の職員の勉強会も予定している。そういうことをしながら、きちっと説明ができるような体制を整えたいと考えている。認められれば、ホームページにいろんな周知、広報を伝えながら、趣旨とともに料金の説明もしたいと思っている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決に移り、表決の結果、議案第87号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号について、質疑、討論はなく、表決の結果、議案第89号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号について、質疑は条例改正の手順についてであります。答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第90号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号について、質疑、討論はなく、表決の結果、議案第91号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号について、質疑は改定の内容についてであります。答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第92号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号について、主な質疑は、改正による支援員の業務内容について等であります。この質疑に対し、現行の支援員が縛られるような変更はない、との答弁でした。

その他、質疑、答弁の後、討論はなく、表決の結果、議案第93号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号の7件は関連することから、一括して議題とし、説明を受けました。

主な質疑は、施設活用の市の考えやあり方について、指定管理料の算定について、地域活性化センターについて等であります。

施設活用の市の考えやあり方についての質疑に対し、今後も市はかわらないということではなく、協働職員を配置して、常に情報収集をしながら情報を提供していく。現在、モデル的に民間の活力を導入できないか研究しているところである、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、議案第96号については討論はなく、表決の結果、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第97号については、討論はなく、表決の結果、議案第97号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第98号について、討論はなく、表決の結果、議案第98号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第99号についても、討論はなく、表決の結果、議案第99号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第100号についても、討論はなく、表決の結果、議案第100号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第101号についても、討論はなく、表決の結果、議案第101号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第102号についても、討論はなく、表決の結果、議案第102号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号について、総務部での主な質疑は、固定資産税の増収について、賦課徴収費について、償却資産の対象について、時間外手当について、不動産売払収入について、消防団活動推進費について等であります。

固定資産税の増収についての質疑に対し、市内企業で、建物の増築とそれに伴う償却資産の増である、との答弁でありました。

市長公室、地域振興部での主な質疑は、ふるさと納税の状況や返礼品、名称統一について等であります。この質疑に対し、30万円の寄附というのが一番高額であるが、11月で品切れになっているような状況である。3,000万円を超えるのは間違いはない、との答弁でありました。

教育委員会での主な質疑は、第三の居場所について、安全・安心な学校教育環境整備事業について等であります。この質疑に対し、今の補助金の関係もあり、教育委員会

となっている。運営面は福祉保健部のほうになってくると思うが、連携して福祉面から、教育面から、子供の成長が阻害されることがないように、十分留意しながら運営に当たっていけるよう十分調整する、との答弁でありました。

その他、質疑答弁の後、質疑を終結し、賛成討論が1件ありました。第三の居場所的な取り組みがあちらこちらでされているが、民間事例が多い。今回、本市が公の機関として乗り出すことは大いに評価する。運営については民間の力（ノウハウや資金援助）も検討し、実りあるものにしてほしい、との内容でありました。

表決の結果、議案第112号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第115号について、質疑は公共交通の見直しについてであります。この質疑に対し、7月、8月にかけて、市政懇談会でバス体系について意見が多く出ていた。今後、モデル的にバス体系、ダイヤも含めてどのようにしたらより効率的、効果的かということを検証しながら検討していきたいと考えている、との答弁でありました。

答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第115号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託されました議案審査の経過及び結果報告とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 続いて、谷尻昌史産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（8番 谷尻 昌史君）** おはようございます。

それでは、令和元年12月定例会において産業建設常任委員会に付託されました、議案第88号、南丹市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理について、議案第94号、南丹市開発事業等の規制に関する条例の一部改正について、議案第95号、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例等の一部改正について、議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総合利用施設、南丹市日吉山の家）、議案第107号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山都市農村交流活性化施設（百日紅））、議案第108号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶきの里拠点施設）、議案第109号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山町自然文化村）、議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山和泉交差点観光交流広場）、議案第111号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山郷土資料館、南丹市美山かやぶき美術館）、議案第112号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）、議案第116号、令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第118号、令和元年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案12件につきまして、審査の状況と結果について議案番号順に報告いたします。

本件につきましては、12月10日に産業建設常任委員会を開催し、上下水道部、農林商工部、土木建築部の順に審査を行いました。

まず、議案第88号、南丹市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理

についてを議題とし、上下水道部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、公営企業管理者を置かず、水道事業及び下水道事業管理者の管理者の権限を行う市長を含むとの文言で条例を整理しているが、他の自治体の状況は、との質疑に対し、京都府下では京都市と福知山市が管理者を置いている、との答弁でありました。

また、督促の部分が企業会計に入り込んでくるが、運用はこれまでとどう変わるのか、との質疑に対し、これまでの対応と何ら変わらない。法令の解釈が難しいが、督促というのは滞納処分が始まりと規定されており、明示する必要があるのではないかとということで、今回、改正をする中で文言を明記した、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第88号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、南丹市開発事業等の規制に関する条例の一部改正についてを議題とし、土木建築部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、今回の一部改正は事前協議の廃止、適用面積の引き上げなど規制緩和を行うものであるが、現実的にそれで何ら問題はないのか、との質疑に対し、事前協議の廃止については、ほとんど本申請と同様の様式を用い事業者が書面を作成して行う事前協議を廃止しようとするものである。当然、それ以前にこちらに出向いていただくなり、電話問い合わせなどの事前協議は残るが、事務の簡素化が図れる。この土砂条例は建築を伴わないものについてであり、合併後5件の申請があったが、十分に事前調整や協議、また、申請書の審査などを綿密に行っており、乱開発につながるおそれはないと考える、との答弁でありました。

また、申請書の回答期限は定めているのか、との質疑に対し、標準処理期間を設けており、受付日から30日間としている、との答弁でありました。

その他、質疑答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第94号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、南丹市開発行為等の基準及び手続に関する条例等の一部改正についてを議題とし、詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、近年の開発申請の状況は、との質疑に対し、ここ5年間の申請件数は33件あり、うち4件が当該条例の関係で申請があった、との答弁でありました。

また、適用範囲が大幅に見直されており、過去5年で33件あった申請が大幅にふえることが予想される。開発を促進して定住や人口増につなげるなど、規制緩和の効果や意味合いは、との質疑に対し、今まで300平米から500平米未満を対象としたミニ開発を受けていたが、市街化区域においてまだまだ未利用地が多数あり、その状況を見ると、もう少し緩和することにより民間活力などを利用できるのではないかと考える。また、都市計画外では1,000平米の小規模工場や事業所の開発規制を対象にしていたが、3,000平米程度まで緩和することで企業誘致に効果があると期待する。これ

は、非線引き都市区画地域の都市計画法第29条の許可と同等の条件にしている。それぞれ複合的な要因によって開発が進まないといった理由があったが、そのうち一つなり二つの要因を取り除くことにより、起爆剤となるのではないかと考えている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第95号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総合利用施設、南丹市日吉山の家）を議題とし、農林商工部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、日吉山の家は積極的にPRをしていただき、利用者も多いと理解している。これまで年間利用者数と地元雇用者数は何人か、との質疑に対し、平成30年度実績は、日帰り、宿泊を合わせ9,527人である。地元雇用者数は市内12名で、うち8名が日吉町の方である、との答弁でありました。

また、公有財産再配置の流れがある中で、5年契約にして問題はないか、との質疑に対し、一旦、5年契約にさせてもらうが、モニタリングなどから見直しや指導、打ち切りもできるようになっている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第106号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山都市農村交流活性化施設（百日紅））を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、今回から公募にした理由と、新たな指定管理者に決定した理由は、との質疑に対し、事業報告書を管理者から提出いただくが、利用人数やさまざまな状況を踏まえ、稼働率など施設の有効活用の思いから公募とした。新たな指定管理者は美山町内で四つの宿泊施設を運営されており、うち2施設で飲食の提供も行い、また、地元区とも良好な関係を築いておられるとの報告などから、さまざまなことを踏まえた点数のもと選定委員会で決定された。しかし、地域振興など地元の方にもお世話にならないといけないこともたくさんあることから、今後も心してやっていく、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第107号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶきの里拠点施設）を議題とし、詳細説明の後、質疑に入り、北公衆トイレの井戸、屋根の工事状況についてなど、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第108号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山町自然文化村）を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、台風の影響で営業の損失補填をした経緯があるが、改めて契約をするに当たり、見直しはされたか。また、収益を上げていく指定管理施設において災害が起こ

った場合、全て市が負担していくのは不可能であり、それらの検討が必要ではないか、との質疑に対し、モニタリングの項目を追加した内容となっているが、特に変更はない。補償は他の指定管理施設も同内容で、災害等が起こった時点でのリスク負担としているが、災害は突然起き、どこが被害を受けるかわからない。今後、施設管理者や内部でも十分検討を進めたい、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第109号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山和泉交差点観光交流広場）を議題とし、詳細説明の後、質疑に入り、設置目的について、運営形態についてなど、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第110号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶき美術館、南丹市美山郷土資料館）を議題とし、詳細説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第111号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、上下水道部の審査に入りました。

詳細説明の後、合併処理浄化槽等設置整備事業について、質疑、答弁の後、上下水道部の質疑を終結いたしました。

続いて、農林商工部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、主な質疑は、農業費補助金、農村地域防災減災事業補助金700万円の減額は国の対象事業でなくなったので減額するということと、工法が変わったとのことであるが、その箇所や詳細は、との質疑に対し、熊原井堰の実施調査設計を当初予算に国費10分の10で上げていたが、地元説明会で井堰全体の改修ではなく導水路の改修だけに決まった。その関係で導水路の調査設計には国費10分の10がつかないので、府の補助金と市の持ち出しが多くなることから、700万円の減額となった、との答弁でありました。

その他、治山事業について、野生鳥獣被害総合対策事業について、京の園芸ステージアップ事業についてなど、質疑、答弁の後、農林商工部の質疑を終結いたしました。

続いて、土木建築部の審査に入りました。

詳細説明の後、質疑に入り、山陰本線駅舎等整備事業について、質疑、答弁の後、全ての質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第112号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号、令和元年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、公共下水道施設管理費についてなど、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第116号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第118号、令和元年度南丹市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、上下水道部より詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、事業費用の特別損失は日吉町和田の取水地に係る土地の売却事務処理ができていなかったということであるが、その土地の現状や評価額の算定根拠は、との質疑に対し、平成10年の施設拡張時に使用しなくなった土地を売り払うこととなっていた。本来ならその段階で契約書を交わし、代金の納入をもって登記を完了するところであるが、その事務ができておらず、現状はビニールハウスが建って、農地として活用をされている。金額は当該近隣農地の現状の固定資産評価額から算定した、との答弁でありました。

ほかに高料金対策経費に対する補助金について、その他雑入収益の追加について、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第118号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、12月定例会において産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査状況と結果についての報告といたします。

**○議長（今面 不悖君）** 続いて、前田義明厚生常任委員長。

**○厚生常任委員長（2番 前田 義明君）** 皆さん、おはようございます。

それでは、令和元年12月定例会で厚生常任委員会に付託されました、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサービスセンター）、議案第104号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木障害者支援施設）、議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉障害者支援施設）、議案第112号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）、議案第113号、令和元年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第114号、令和元年度南丹市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第117号、令和元年度南丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案7件の審査状況と結果について報告をいたします。

本件につきましては、去る12月11日に厚生常任委員会を開催し、審査を行いました。

まず、議案第103号を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、このデイサービスセンターは二十数年たっているもので、施設の設備にかかわる修繕費について、今後、どのような見通しをされているのか、との質疑に対して、修繕については軽微な修繕以外は市が工事等を実施し、また、社会福祉協議会からも負担をいただいて実施している。社会福祉協議会としては、無償譲渡であれば、ある程度、大規模改修をしてから受け入れたいという思いがあり、昨年の時点では話をしていた。ただ、大きな事業費になるので、大規模の改修をしなくても無償譲渡をしてもらえるのか、これからも事業を続けてもらえるのか、これから社会福祉協議会と話し合うことになってくる、との答弁でありました。

また、2025年問題の高齢者の対応も含めて、この施設の状況で事が賄えるのか、との質疑に対して、国では大きく取り上げられているが、南丹市においては、園部町以外は65歳以上の高齢者の人口は既にピークになっているのではないかと考えている。南丹市以外にも、亀岡市にある事業所を利用されている方も実際おられるので、全体的に隣の市町との兼ね合いを見ながらサービスは賄えるのではないかと考えている。デイサービスセンターの利用者数は平成29年度で定員30人に対し平均利用者数が26.3人、定員の充足率が87.66%である。平成30年度は実績が少し減り、平均利用者数が24.12人、充足率は80.6%となっている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第103号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号と議案第105号についてを一括議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第104号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第105号も賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、環境計画推進事業で、北陸新幹線の関係はルートがある程度判明する中で、関係する地方公共団体の声が京都新聞に掲載されていた。国定公園のエリアを通るため、それがトンネルになるということで、環境審議会でも最大のテーマと見込まれているのか。北陸新幹線についてどのような想定で考えているのか、との質疑に対して、さまざまな懸念が想定されている。自然動植物に関する影響、また、由良川の最上流のエリアであるということで、水に対する影響も大変懸念をしている。トンネル工事となり、ルートとして府道、国道などの利用がされていくであろうと想定している。それに関しては、市町から京都府に対する意見の際にも、全てしっかりと調査をしてほしいとお願いをしている。きちんと調査を行うことが、今回のアセスメントの方法書の中に組み込まれている。市としてもしっかりと調査されることを切望している。具体的な方法書についての説明やスケジュールなどについては、今後、開催する審議会に事業者に出席いただき、るる説明をいただく計画としている。事業者からの説明が非常に大きなポイントになる、との答弁でありました。

また、同じく環境計画推進事業の業務委託料100万円についてで、市長と語ろう、私たちのまちづくりの中で、生徒さんからの提案で出た取り組みであると思うが、業務委託されるときに、どんなところに頼むことになるのかがポイントになる。また、方向性についての考えを、との質疑に対して、方向性としては、子供たちからの提案であることを重視して、みんながデザインしたオリジナルバッグというご意見もあった。できれば生徒さんからのご提案でデザインを施す方向でやっていくというのが一つであり、市内業者を中心として事業者を選定して委託をしていく方針である。何より大事にさせ

ていただいたのが、市長と語ろう、私たちのまちづくりに参加いただいたのは、中学3年生と小学6年生が大変多かったため、年度をまたぐと卒業されてしまうということで、今年度内にこの事業を起こそうと、今回、補正予算を計上させていただいた、との答弁でありました。

また、診療所地域医療助成金2,500万円について、説明では、夜間の診療対応ができなくなって、受診者数が減るということで、それを見込んでの補正ということであるが、との質疑に対して、尾寄院長から、9月時点で、できれば午後4時以降の診察を減らしてほしいという申し出があり、理事会で協議をされ、4時以降の夜診及び当直はなくなり、現在、このような体制での診療がされている。また、夜間の看取りも以前からしていただいたが、それについてもできないので、約2,000万円近い収入源となるため、もろもろの必要経費を計上した結果、追加補正を計上させていただいた、との答弁でありました。

また、保健福祉センター管理運営費で、保健福祉センターは、現在、放課後児童クラブが使用されているが、今後、東小学校に放課後児童施設ができるので、その後の利活用について、との質疑に対して、現在、1階で放課後児童クラブが利用されているが、4月以降、移動されることになっている。今、八木支所が改築されているが、そこをもし活用できれば、保健福祉センターの機能を一定持っていったらと思う。それによって、保健福祉センターの新たな利用方法を考えていきたい、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第112号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、一般被保険者保険税還付金での125万円の還付金について、当初予算480万円、割合としてはかなりの増額である。発生した件数と一人当たりの還付金を算出した上での増額と思うが、との質疑に対して、11月末までの執行状況として、118件で475万円の支払いを済ませている。例年の同時期以降、12月から3月まで、多いときには150万円ほどの支出をしていることもあるので、そのあたりから不足額を推計して計上させていただいた、との答弁でありました。

その他、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第113号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

主な質疑は、居宅介護サービス給付費と地域密着型サービス給付費で、この二つの同額での増減になっているが、何か関係が、との質疑に対して、給付費の増減の要因について、居宅介護サービス給付費については、今年度は約4,000万円の支出がふえている。要因は平成30年度の後半に通所介護事業所が開設し、その事業所について、1年間の実績が上がってきたためである。あわせて、10月からの消費税率改定に伴い、介護報酬改定が若干あり、その増額を見越し、4,000万円を計上させていただいて

いる。続いて、地域密着型介護サービス給付費の4,000万円の減額についてで、4,000万円程度の支出減となっていた。これについては、昨年度後半に通所介護事業所が廃止されたところがあったため、減額につながっている。また、利用登録者が減少していることも事業所から聞いている、との答弁でありました。

その他、質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第114号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第117号を議題とし、詳細説明の後、質疑に入りました。

質疑、答弁の後、質疑を終結し、討論はなく、表決の結果、議案第117号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、まことに簡単ですが、令和元年12月定例会において厚生常任委員会に付託されました議案の審査の状況と結果についての報告とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に、この際、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不悖君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、議席番号4番、野村健議員の発言を許します。

野村議員。

**○議員（4番 野村 健君）** 議席番号4番、日本共産党南丹市会議員団の野村健でございます。

議案第88号、南丹市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理について、賛成の立場で討論を行います。

本条例改正案は、来年度から下水道事業を企業会計に移行するに当たり、下水道料金を上げないことを前提に経営戦略を策定し、一般会計の繰り入れなど、従来どおりの対応をするとの方針であり、関連する議案第90号、南丹市職員定数条例の一部改正についてとともに、賛成をするものであります。

なお、本市の下水道事業は、収入総額のうち一般会計からの繰り入れが平成30年度決算では約51%、本年度予算では約56%を占め、収入の半分余りを一般会計の繰り入れで賄っている現状であります。

また、市の財政が厳しくなる中、広大な市域に建設してきた施設の維持管理と借入金の返還が大きな負担になっております。

人口減少と高齢化が全国的な傾向となっている中、将来的に使用料金の減収が予想され、加えて老朽化する施設の更新が心配されるところであります。地方公営企業の原則

とされている使用料金中心の独立採算ともなれば、使用料金の倍加が必要となり、負担できるものではありません。

昨年12月定例議会で、下水道施設の更新に係る補助制度の継続を求める意見書を採択し、政府に送付をしたところではありますが、市民生活に欠かせない下水道事業の存続のために、政府に対して補助制度の充実及び起債償還に係る交付税措置など、制度の改善を市長会にも提起し、実現を目指して対応されることを強く求め、賛成討論といたします。

**○議長（今面 不倅君）** 野村健議員の討論が終わりました。

次に、議席番号18番、松尾武治議員の発言を許します。

松尾武治議員。

**○議員（18番 松尾 武治君）** 議席番号18番、活緑クラブ所属、松尾武治です。

ただいま議長の許可がありましたので、公の施設の指定管理全般にわたる内容となりますが、常任委員会の審査内容から、議案第107号、南丹市公の施設の指定管理者の指定についてを例にとり、賛成の討論をいたします。

討論の前に、少しお許しをいただきまして、議会の活動原則について少し述べさせていただきます。

議会の規範を示す地方自治法第96条に、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないと示し、1番目に条例を設けまたは改廃すること、2番目に予算を定めること、3番目に決算を認定することなどが示されております。

南丹市においても、合併後、継続事業を中心に進め、多くの課題があった区画整理事業を含む都市計画事業、防災行政無線の契約に伴う一社独占の契約、財政を忘れた新庁舎の建設計画などの議論を重ね、事業効果においては、最小の経費で最大の効果が得られる事業執行が行われるか、決算審査においても論戦を交えながら審査してまいりました。

このような決算審査をパフォーマンスと表現するなど、十分な審査を行っていないように市民に映る表現や、個人の名誉にかかわる事象を軽々しく発信するなどの事象は、議員個人にとどまらず、市民の代表機関である南丹市議会の責任であると考えております。

このようなことから、法令並びに議会基本条例に基づく議会のあり方を検証するとともに、今日までの南丹市議会ではあり得ない事象であり、議会としても初心に戻り、研修会を開催するなど研さんを重ねる必要があると考えております。

さて、公の施設の指定管理者の指定は、該当の施設を公共施設再配置計画を鑑み、譲渡を視点に既得を優先することなく、競争性、公平性の視点で厳正な公募で選定する必要がありますので、議案第107号に南丹市公の施設の指定管理者の指定についてを实例にして、賛成の討論をいたします。

当該施設は個人の寄附による施設で、宿泊が可能な公の施設として地元企業にお願い

して指定管理者にしておりましたが、収益施設の基本に立ち返り、公募を採用したと確認しており、経過については、以前から地元の声も聞いております。

討論の趣旨は、当該施設に限らず、収益施設である公の施設全般に関連するので、改めて述べさせていただきます。

該当の施設は、公募で指定管理者を選定することになり、既得者を優先することなく、競争性、公平性の視点で公募したところ、2社から申請が出され、選考委員会による選考の結果、点数が高かったニシオサプライズ株式会社に決定され、議会の議決を求める議案であり、常任委員会では既得者への配慮の意見も出たようですが、本議案にかかわらず、公の施設の指定管理においては公募が原則であり、特に収益的な要素を含む施設では、当該施設にかかわらず、積極的に公募により指定先を求める必要があります。

市内には類似の収益施設がありますが、本件はその先例として公募を前提に指定管理者を選定しましたが、既得者を優先することなく、公正と競争性が発生した事例として評価するとともに、将来には売却につなぐ必要があると指摘をして、賛成の討論といたします。

続いて、議案第112号、令和元年度南丹市一般会計補正予算（第3号）について、付託前質疑でも課題を提起されました環境計画推進事業、公設民営診療所施設管理助成事業についても該当の常任委員会で取り上げ、活発に議論されるなど、委員会論議の結果がただいま委員長から報告されましたが、指摘する事件もあることから、賛成の討論をいたします。

ふるさと南たん応援寄附金は、従来の事業を見直す必要があることから、議会で提出した意見書にも示しているように、道の駅に委託していたものを見直し、市内の特産品を広く取り上げる事業として高島屋の委託を行うことで増額につながったと評価いたしますが、この事業は市の財源獲得はもとより、地域の特産品のPRとともに地域の活性化につながる事業として一層の拡充を要請しておきますが、名称についても、ふるさと納税に変更するように指摘しておきます。

第三の居場所助成金による施設整備事業は、園部小学校放課後児童クラブを校内に建設予定の事業を拡充する視点で、多様なニーズの中でも特に長時間預かりが可能な施設として運営できる事業を行うものであって、委員会が出された生活困窮者の対応とは異なる活用を考えての施設整備と理解しております。

女性の就労形態が多様化する中で、長時間預かりは女性の就労支援につながり、ひいては民間保育の設置とあわせ、子育て支援が充実したまちとしての評価が得られ、定住促進の視点でも評価できる事業であると考えます。

常任委員会への出席要請は委員長の権限で要請できるのにもかかわらず、今日まで常任委員会に副市長や教育長の出席はあったものの、市長の出席はありませんでした。公設民営診療所施設管理助成事業では、厚生常任委員会に委員長の要請に応え、市長が出席して、就任予定の医師が辞退された経過などを説明されたようですが、今回の補正予

算計上は、医療法人財団美山健康会の赤字補填であると考えます。

この法人は、一般質問でも述べましたが、法人の運営方針は変わらないと明言され、みずからが経営改善を行うと主張されているのであれば、市に頼ることなく、みずからが後任の医師を確保して運営されたと考えます。

就任を予定していただいた医師に断られた原因の本質にも気がつかないばかりか、市の考えも視野に入れず、現状の体制を継続していくとの方針を示す法人には助成金の交付を中断し、新たに美山地区住民の医療体制を市が直接行う公設公営の診療所として運営することが、最小の経費で最大の効果を示す美山の医療体制の整備と考えます。

法人は美山の医療を安定的に継続して提供できる体制を考えないで、赤字の要因となっている現状の医療体制の継続を望み、運動を行われておりますが、この際、住民の代表である美山在住の市議会議員を含め協議の場をつくり、法人の経営責任を顧みない運営体制や運動を検証するとともに、市と法人が異なる方針を出す中で、引き続き、支援を受けようとするのであれば、医療法人美山健康会が支援を受けずに運営するのか、市が提案しております美山の医療を安定的に連続して提供できる体制への移行を示すとともに、解散に向けた法人内の取り組みを進めていくことを条件に、美山地区の医療の空白地帯を出さないために、つなぎに必要な財源として執行することを指摘いたします。

以上の指摘をしましたが、繰入金金の減額、市債の減額予算を評価して、賛成の討論といたします。

**○議長（今面 不倅君）** 松尾議員の討論が終わりました。

他に討論の通告はありません。

特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不倅君）** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

議案第87号から議案第118号までのうち、議案第107号を除く31件を一括して起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（今面 不倅君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案、委員長報告のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（今面 不倅君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第119号から議案第122号まで

○議長（今面 不悖君） 次に、日程第2「議案第119号から議案第122号まで」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

西村市長。

○市長（西村 良平君） それでは、ただいま上程いただきました、議案第119号から議案第122号までについて、ご説明申し上げます。

議案第119号から議案第122号まで、南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることにつきましては、本市に縁故の深い方で、市政の発展、公共の福祉の増進、文化の進展に寄与し、広く社会に貢献された4名の方に南丹市名誉市民の称号を贈り、その栄誉を顕彰するに当たり、南丹市名誉市民条例第2条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第119号の藤林益三氏は、現南丹市日吉町出身で、昭和45年7月に最高裁判所判事に就任。昭和51年5月から昭和52年8月まで最高裁判所長官を務められ、適正な裁判の実現と円滑な司法の運営に寄与されました。

議案第120号の野中廣務氏は、現南丹市園部町出身で、園部町議会議員、園部町長、京都府議会議員、京都府副知事を経て、昭和58年8月に衆議院議員に当選。自治大臣・国家公安委員長、内閣官房長官、沖縄開発庁長官を歴任され、地方行政及び国政の中枢として長年尽力されました。

議案第121号の馬淵睦夫氏は、現南丹市八木町出身で、昭和43年4月に外務省に入省後、平成12年4月から駐キューバ特命全権大使、平成17年10月から駐ウクライナ兼モルドバ特命全権大使を務め、外交交渉や現地に滞在する自国民の保護など、世界を舞台に尽力され、外務省退官後も世界情勢や世界から見た日本などについて、執筆や講演活動にご活躍されています。

議案第122号の宮本茂氏は、現南丹市園部町出身で、昭和52年4月に任天堂株式会社に入社後、スーパーマリオ、ゼルダの伝説、ドンキーコングなどの人気ゲームの開発に携われ、代表取締役専務を経て、平成27年9月からは代表取締役フェローとしてご活躍されております。また、本年11月には文化功労者として顕彰されました。

以上、議案第119号から議案第122号までにつきまして、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ、ご審議いただき、同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（今面 不悖君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております本件につきましては、人事に関するものでありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(今面 不倅君)** 異議なしと認めます。

よって、委員会付託及び質疑、討論を省略の上、直ちに採決に入ることに決しました。  
これより、採決いたします。

まず、議案第119号、南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについて採決をいたします。

本案のとおり選定に同意することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(今面 不倅君)** 起立全員であります。

よって、本案のとおり選定に同意することに決しました。

次に、議案第120号、南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり選定に同意することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(今面 不倅君)** 起立全員であります。

よって、本案のとおり選定に同意することに決しました。

次に、議案第121号、南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり選定に同意することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(今面 不倅君)** 起立全員であります。

よって、本案のとおり選定に同意することに決しました。

次に、議案第122号、南丹市名誉市民の選定につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案のとおり選定に同意することに、賛成者の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長(今面 不倅君)** 起立全員であります。

よって、本案のとおり選定に同意することに決しました。

---

### 日程第3 議第1号

**○議長(今面 不倅君)** 次に、日程第3「議第1号 南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議第2号 南丹市議会会議規則の一部改正について」を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

小中昭議員。

**○議員（２２番 小中 昭君）** ただいま上程されました、議第１号、南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案につきましては、国の特別職の特別給の支給率が改正されることに準拠し、本市議会におきましても議員間での協議を行い、期末手当の支給率の改定を判断したところでございます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重な判断の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

続いて、議第２号、南丹市議会会議規則の一部改正につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、広報特別委員会をその他の常設の委員会として位置づけ、広報広聴の取り組みを進めていくため、別表に広報広聴委員会を加えて整理するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞご理解の上、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

**○議長（今面 不惇君）** 提出者の説明が終わりました。

これより、２議案一括して質疑に入ります。

特に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

小中昭議員、ご苦労さまでございました。

これより、討論に入ります。

討論の通告はありません。

特に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、順次、採決をいたします。

まず、日程第３、議第１号、南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（今面 不惇君）** 起立全員であります。

よって、議第１号、南丹市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議第２号、南丹市議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決することに、賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（今面 不悖君）** 起立全員であります。

よって、議第2号、南丹市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 特別委員会の報告について

**○議長（今面 不悖君）** 次に、日程第5「特別委員会の報告について」を議題といたします。

それぞれの特別委員会委員長から報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

これより、順次、報告を求めます。

まず、広報特別委員会、面村好高委員長。

**○広報特別委員長（3番 面村 好高君）** それでは、広報特別委員会の報告をさせていただきます。

第4期議員の当委員会は、平成30年2月22日に8名の委員構成で発足し、これまで延べ37回にわたり委員会を開催してまいりました。そして、市民に正確な議会情報の伝達を念頭に置くとともに、議会を身近に感じていただけるようにという願いの中で、市議会だよりを第49号から第55号まで発行し、毎号を全戸配布するとともに、一人でも多くの方に見ていただけるよう、市内の医療機関などの施設へ送付し、配架を依頼いたしました。

発行に当たっては、市民の皆様と議会をつなぐかけ橋となるようにとの思いを込めて、第53号から議会だよりの名称を「なんたん」から「かけはし」に変更いたしました。

また、読みやすくわかりやすい紙面づくりを目指し、レイアウトの工夫や写真及び見出しの効果的なつけ方を継続的に研究し、改善してきたところであります。

そして、議会の中の報告だけでなく、地域で頑張る市民の皆様に着眼点を置き、インタビューをさせていただいた内容を「頑張る人たち」のコーナーで紹介してきました。

こうした中、当委員会では常に親しみやすい紙面づくりという視点を持ちながら、効果的な編集を考慮しつつ、議会広報の充実を図りました。

また、よりよい議会広報活動の調査研究のために先進地視察を行うとともに、市町村議会広報研修会への参加や、専門家を講師に招き、写真の撮影方法を学ぶなどの研修会を通じて見聞を広めてきました。

このような中で、議会だより発行の目的として、市民の皆様に議会への関心を高めていただくことや、議会をチェックする材料にすることを踏まえて、まずは市民の皆さんに興味を持っていただき、手にとって見てもらえる紙面にするための工夫が大切だと実感してきたところでございます。

また、委員間の意見交流の機会を多く設け、常に効果的な議会広報に努めてきたところであります。

これまでパソコンからしか視聴できなかった議会中継が、ことしの6月からスマートフォンでも視聴が可能となりました。

今後の議会広報のあり方として、これまでの南丹市情報センターを活用したケーブルテレビによる議会生中継やインターネット等での配信に加え、QRコードによる閲覧方法を導入するなど、幅広い情報発信が必要と考えます。

広報特別委員会は、今後、議会から情報発信してだけでなく、市民の皆様の声を聞く広聴の部分も拡充していく委員会となる方向であり、広報特別委員会としての議会だよりの発行はこの12月定例会で最後となります。

今後も引き続き、一人でも多くの市民の皆様に議会活動を知ってもらうため、広報活動の推進に取り組み、より親しみやすい議会広報誌の発行を目指します。

あわせて、市民の皆様からの意見をくみ取れるような広報広聴活動を展開していくことが重要と考え、継続的な調査研究活動の必要性を申し上げ、広報特別委員会の報告いたします。

**○議長（今面 不悖君）** 次に、議会活性化対策特別委員会、松尾武治委員長、よろしくをお願いします。

**○議会活性化対策特別委員長（18番 松尾 武治君）** 議長のお許しがありましたので、議会活性化対策特別委員会の報告をいたします。

委員会では、前期からの申し送り事項を踏まえ、調査項目について協議を重ね、議会運営の検討、議会の情報公開、議会における政策立案のあり方、行政運営に関する監視機能、検査機能、議会基本条例の検証を本特別委員会の調査事項に掲げ、議会改革に取り組んでまいりましたので、その結果概要を、順次、報告いたします。

一つ目の議会運営の検討では、一般質問に係る質疑応答のあり方について検討しました。

議員の姿勢として、よりの確な答弁が求められるように効果的に質問する質問力を向上させる必要がありますが、議員の能力向上の必要性にもかかわることなので、議会運営委員会により一定の方向性を示してもらうことになりました。

また、議員と行政委員のかかわり方については、行政委員として議会議員から選出するに当たり、議会での選出基準を設けて、それに基づき選出することになりました。

選出基準として、1、市長の諮問する委員会には参画しない。2、法律により議会議員からの選出義務がある委員会には参画する。3、事業の運営にかかわる組織への参画は各常任委員会で個別に判断する。4、国、府等への要望組織には参画する。以上の四つの項目を設けました。

そして、その基準に基づいて、南丹市議会が選出する行政委員会を検討した結果、南丹市地域公共交通会議、南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会、南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会、南丹市都市計画審議会、南丹市健康づくり推進協議会、南丹市民生委員推薦会、南丹市立障害者支援施設運営委員会、南丹市子育て発達支援センター運営

委員会、南丹市高齢者福祉センター運営委員会については、議会から委員を選出することになりました。

さらに、広報特別委員会の位置づけについては、広報特別委員会をその他の常設委員会として位置づけ、関係する例規の一部改正を令和元年第4回定例会に提出することを決定し、議会運営委員会に承認いただくことになりました。

二つ目の議会の情報公開では、委員会の中継についてを検討しましたが、継続的に考えていくということになりました。

また、議会報告会、議会意見交換会については、平成30年度には、財政について（中期財政計画について）、公共施設について及び行政運営の効率化についてをテーマに、職員との意見交換会を行いました。

さらに、議員や議会のことを広く知ってもらうために、情報媒体としてホームページを活用し、議員個人のプロフィールの掲載や子供向けに南丹市議会を紹介するための冊子を作成し、掲載しました。

なお、議会の情報公開について当委員会で検討してきましたが、今後においては、議会の情報公開と、広く市民の声を聞かせていただくことや、議会から情報発信をしていくという観点から、広報広聴委員会の設置を提案いたしました。

三つ目の議会における政策立案のあり方においては、市政に関する政策課題の提示、政策提案、その他、実現のために必要な仕組みについては、引き続き、検討することになりました。

四つ目の行政運営に関する監視機能・検査機能では、予算審議のあり方については、予算審議等が効率よく効果的に行えるよう、予算の審査等における予算の概況を記載した適正な資料を提出するよう申し入れを行いました。

また、専決処分については、南丹市長として議会の議決権を損なうことなく、専決処分制度の趣旨を踏まえ慎重な判断をされ、より厳格な対応をされるよう申し入れを行いました。

五つ目の議会基本条例の検証では、議会基本条例に基づいて取り組んできた状況を踏まえ、課題抽出と今後の方向性等を確認することについては、引き続き、検討することになりました。

六つ目に、その他の項目として、議会活性化対策特別委員会の下部組織として、南丹市議会においてICT環境整備を進めるためにICT小委員会を設置し、タブレットの導入を中心に取り組みを行い、平成31年2月にタブレットを購入しました。そして、タブレットを活用した議会運営を始めるために使用基準を定め、平成31年第1回定例会では試験的運用をし、令和元年第2回定例会から本格的に運用しています。

また、南丹市議会BCP策定チームを設置し、災害発生時に誰がどう動けばよいか事前に規定しておくために、令和元年10月に南丹市議会災害等緊急時業務継続計画を策定しました。

さらに、南丹市議会が市民に身近な存在となり、市民に開かれた議会及び市民に親しみを感じてもらえる議会を実現する一つに、南丹市議会議場を貸し出すことになり、南丹市議会議場貸出要綱を策定しました。

議場活用実績としては、平成30年度並びに平成31年度に「市長と語ろう、私たちのまちづくり」が開催され、南丹市内の小中学校の児童生徒の代表者が、市長に対し、どのような南丹市にしたいか、また、その具体策を伝える機会に位置づけることができました。

このような取り組みを重ねることにより、子供たちにも議会を知ってもらおうと同時に、31年度は子ども議会の形式で行い、議会に興味を持ってもらう機会になったのではないかと考えております。

以上のように、今日まで議会の最高規範となる南丹市議会基本条例に基づき議会改革に取り組んできたことにより、一定の成果を見ることができました。

しかし、議会改革というものには終わりはありません。既成概念に捉われることなく、議会改革を進める上で何をすべきであるかを思考するために、アンテナを張りめぐらせながら情報収集をする必要があると考えています。

今後も南丹市議会基本条例に基づき、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視するとともに、市政運営に関する議会独自の監視機能、検査機能等を充実させ、開かれた議会として情報発信を行い、市民の皆様の声を拝聴しながら、議会の活性化を停滞させることなく取り組む必要があります。

また、南丹市議会基本条例を礎に、議員個々の自己研さんを積み、活発な議論を交わしながら、さらなる議会改革に取り組む必要があると考えております。

今期で議会活性化対策特別委員会は、一旦、役目を終えることとなりますが、今後は、より市民の皆様への情報発信とICT化の取り組みも含めた議会活性化、議会改革については議会運営委員会に引き継ぎ、停滞させることなく取り組んでまいります。

そして、市民の皆様にとって議会を身近に感じていただき、信頼される南丹市議会となるように、これからも議員一人一人が研さんを積みながら、議会が一丸となって南丹市がよりよいまちとなるように取り組んでいきたいと考えています。

最後になりましたが、議会改革にご協力いただいた皆様に感謝を申し上げ、議会活性化対策特別委員会の報告とさせていただきます。

**○議長（今面 不悖君）** 次に、新庁舎建設等特別委員会、松尾武治委員長、報告をよろしくお願いいたします。

**○新庁舎建設等特別委員長（18番 松尾 武治君）** 議長の許可がありましたので、新庁舎建設等特別委員会の中間報告をさせていただきます。

報告書の冒頭にもありますように、本市の庁舎整備に関しましては、平成29年3月に南丹市庁舎整備の基本方針が確定し、その後、新庁舎建設に係る基本設計書、実施設計書が策定されましたが、ご存じのとおり、新市長就任後に、一旦、立ちどまって、あ

らゆる方向性について検証を行うという方針が示されました。

南丹市議会におきましては、一旦、保留されたこの機会に本市の厳しい財政状況等を十分調査し、機能的な施設配置、市民サービスの向上等を勘案した新庁舎建設を行政とともに検討できるようにと、平成30年9月定例会において新庁舎建設等特別委員会が設置されたところでございます。

当委員会としましては、設置後直ちに調査を開始し、本年3月定例会において、財政的側面からの検証、論点の整理、基本的な考え方などをまとめた中間報告をしたところでございますが、今回、4期目議員の2年終了時に当たり、これまでの活動経過を取りまとめましたので、以下、報告書に沿って説明させていただきます。

本委員会では、本格的な協議に入る前に、新庁舎建設についての考え方、特に重視した点について、各委員の基本的な考えを文書で提出していただき、確認しましたが、特に財政面についての意見が多く見受けられました。

また、協議の進め方に当たっては、まず、これまでの内部検討委員会、外部の委員会である建設委員会等での議論の経過に関する認識を各委員が一致させた上で議論する必要があるとして、執行部に一連の資料提出を求め、事務事業調査をすることを決定いたしました。

その後、3回にわたる事務事業調査を実施しましたが、建設委員会の検討段階では、新庁舎に求める機能性等、建物の関係についての協議が主であり、財政計画に基づいた検討が十分にされておらず、結果的に重要な課題として残っていることが判明しました。

これを受けて、当委員会では長期財政計画に基づく財政指標の推移、合併特例債等についても調査をするなど、財政的側面からの検証を行いました。

また、庁舎問題が発生した、そもそもの動機である耐震性の強化、市民の利便性の向上、防災拠点の整備は当委員会一致の課題であると位置づけ、また、さまざまな意見もありましたが、財政的には非常に厳しいという点についても一致したところであります。

そのようなところの論点整理を行い、先ほど述べましたとおり、3月定例会において中間報告を行ったところであります。

そして、本年度に入り、機構改革後の執行部において整備計画にかかわる複数の検討案を作成されましたが、本市の財政負担を軽減するため、当委員会の中間報告の論点、基本的な考え方を一定踏まえられたものと考えております。

その庁舎整備に関する市長表明が新聞報道され、また、執行部の検討案も三つ程度に絞られるなど、検討の進捗状況が若干加速した中において、11月中旬に庁舎整備に関する検討経過、手法、事業費など参考になる事例があると判断した岐阜県恵那市、中津川市への視察研修を実施し、そのコストパフォーマンスの高い手法に驚きを感じました。

なお、この研修については、本市執行部にも同行いただきましたが、議会と執行部が同じ話を聞き、同じものを見るということは大変意義があると感じ、今後、他の委員会の視察研修においても実施されるべきであると考えます。

そして、今会期中に通算11回の会議を開催し、執行部の案を受けて設計事務所が作成した検討資料を調査し、検討した結果、当委員会としての現段階における一定の方向性を確認したところであります。

今後におきましては、これまでの検討結果を十分に踏まえ、市民目線に立った機能性の側面からも十分に議論を重ねる必要があり、議会として何らかの方法で市民の声を聞く義務があると感じております。

また、庁舎整備の財源となる合併特例債の期限からも、計画をできるだけ早い時期に固める必要があり、その意味でも、市長部局の進捗状況とあわせ、特別委員会を随時開催し、一定選択肢がある段階での議論を重ね、十分に議会の意見が反映されるような方向で進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、新庁舎等特別委員会の中間報告とさせていただきます。

**○議長（今面 不惇君）** 以上で、各特別委員会の報告を終わります。

各委員長さん、大変ご苦勞さまでございました。

---

#### 日程第6 閉会中の継続調査申出について

**○議長（今面 不惇君）** 次に、日程第6「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり取り計らうことにいたしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** 異議なしと認め、さよう決めます。

---

#### 日程第7 議員派遣について

**○議長（今面 不惇君）** 次に、日程第7「議員派遣について」を議題といたします。

本件については、会議規則第160条の規定により、配付のとおり、廣瀬孝人副議長を派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（今面 不惇君）** 異議なしと認め、さよう決めます。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

大変お世話になりました、ありがとうございました。

これにて、本日の会議を閉じ、令和元年第4回南丹市議会12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

**午後11時36分閉会**

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

南丹市議会議長 今 而 不 悖

南丹市議会議員 谷 尻 昌 史

南丹市議会議員 山 下 秋 則